

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月14日
【四半期会計期間】	第4期第2四半期（自平成28年5月1日至平成28年7月31日）
【会社名】	サンバイオ株式会社
【英訳名】	SanBio Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 敬太
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第2四半期 連結累計期間	第4期 第2四半期 連結累計期間	第3期
会計期間	自平成27年2月1日 至平成27年7月31日	自平成28年2月1日 至平成28年7月31日	自平成27年2月1日 至平成28年1月31日
事業収益 (千円)	411,253	684,336	1,174,644
経常損失 () (千円)	532,015	1,228,283	1,172,401
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失 () (千円)	440,002	1,145,376	988,397
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	431,779	1,106,747	980,865
純資産額 (千円)	6,904,425	5,336,535	6,366,509
総資産額 (千円)	8,888,421	6,711,296	8,271,017
1株当たり四半期(当期) 純損失金額 () (円)	10.32	25.60	22.67
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	77.7	79.4	77.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	705,361	633,690	1,362,083
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	44,918	455,169	436,199
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,391,053	357,636	7,402,223
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	7,961,074	5,905,468	6,887,802

回次	第3期 第2四半期 連結会計期間	第4期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成27年5月1日 至平成27年7月31日	自平成28年5月1日 至平成28年7月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	7.45	19.37

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 第3期第2四半期連結累計期間、第4期第2四半期連結累計期間及び第3期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純損失」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（以下、当社及び連結子会社 SanBio, Inc.（米国カリフォルニア州マウンテンビュー市）の2社を指します。）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成28年2月1日～平成28年7月31日）におけるわが国経済は、企業収益及び雇用環境が引き続き底堅く推移する一方、ここ直近での円高・株安を受けて景況感に先行き不透明感も増しています。米国においては、雇用環境の改善が個人消費の拡大をけん引するなど景気の回復が継続しました。

再生医療業界においては、平成26年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、日本における再生医療の産業促進化が進むなか、平成27年9月には、新制度の早期承認制度下で、初めて国内の再生医療等製品に対する条件・期限付き販売承認が実現するなど、再生医療等製品の実用化が現実となりつつあります。

このような環境のもと、当社グループは、当社グループ独自の再生細胞薬SB623の事業化に向け、日米を中心に開発を進めています。

当第2四半期連結累計期間においては、まず米国で、平成28年3月にSB623慢性期脳梗塞プログラムの第2b相臨床試験（被験者156人規模）で最初の被験者の組み入れが行われ、その後平成28年7月にはSB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの第2相臨床試験（被験者52人規模）でも最初の被験者の組み入れが実施され、現在米国では2つの開発プログラムで順次被験者の組み入れが進められています。また、日本においては平成28年3月7日付で日本での慢性期外傷性脳損傷を対象とした治験届を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提出し、30日の審査期間を経て、国内臨床試験の実施が可能となりました。これら日米の慢性期外傷性脳損傷プログラムは、現在グローバル治験という枠組みで臨床試験を行っており、今後日米で合計52人の被験者を組み入れていく予定です。また、平成28年6月には、American Heart Association（米国心臓協会）発刊の専門誌STROKEに、SB623慢性期脳梗塞プログラム第1/2a相臨床試験での投与患者の術後12ヵ月経過時の結果が論文掲載され、同月サンフランシスコで開催された国際幹細胞学会（ISSCR）においても同試験の結果が発表されました。

なお、特許については、平成28年5月に、SB623の網膜変性疾患用途特許を米国特許商標局（USPTO）から取得（米国特許番号No.9,326,999 B2）しました。

このような状況のなか、北米において大日本住友製薬株式会社と締結しているSB623の共同開発及びライセンス契約により、米国の慢性期脳梗塞第2b相臨床試験における最初の被験者の組み入れにより受領したマイルストーン収入5百万米ドル及び開発協力金収入等の収入により、当第2四半期連結累計期間の事業収益は684百万円（前年同期は事業収益411百万円）、営業損失は610百万円（前年同期は営業損失555百万円）となりました。また、支払利息6百万円、為替差損583百万円を計上したことにより、経常損失は1,228百万円（前年同期は経常損失532百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,145百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失440百万円）となりました。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第2四半期連結会計期間末の流動資産の残高は、6,623百万円（前連結会計年度末は8,191百万円）となり、前連結会計年度末に比べて1,568百万円減少いたしました。これは、現金及び預金が1,514百万円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当第2四半期連結会計期間末の固定資産の残高は、88百万円（前連結会計年度末は79百万円）となり、前連結会計年度末に比べて8百万円増加いたしました。これは、有形固定資産が7百万円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当第2四半期連結会計期間末の流動負債の残高は、994百万円（前連結会計年度末は1,419百万円）となり、前連結会計年度末に比べて424百万円減少いたしました。これは、1年内返済予定の長期借入金が400百万円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当第2四半期連結会計期間末の固定負債の残高は、379百万円（前連結会計年度末は484百万円）となり、前連結会計年度末に比べて105百万円減少いたしました。これは、繰延税金負債が105百万円減少したことが要因であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産残高は、5,336百万円（前連結会計年度末は6,366百万円）となり、前連結会計年度末に比べて1,029百万円減少いたしました。これは、親会社株主に帰属する四半期純損失1,145百万円を計上したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、5,905百万円（前連結会計年度末は6,887百万円）となり、前連結会計年度に比べて982百万円減少いたしました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動に使用した資金は633百万円（前年同四半期は705百万円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失1,228百万円の計上及び為替差損510百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果獲得した資金は455百万円（前年同四半期は44百万円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入483百万円、有形固定資産の取得による支出30百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動に使用した資金は357百万円（前年同四半期は7,391百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出400百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入72百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、944百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年9月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	44,907,491	44,967,365	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株式としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	44,907,491	44,967,365	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年4月28日
新株予約権の数(個)	83,300 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,300 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,766 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年5月16日 至 平成38年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,766 資本組入額 883
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国の1986年内国歳入法典(その後の改正を含む。以下「米国内国歳入法典」という。)第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1か月経過毎に、割当日より満4年が経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典（その後の改正を含む）第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i)当社の許可を得た休職又は(ii)(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第422条に定義されるIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は(iii)米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところに従い、米国証券取引所法に基づく登録の免除に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されることを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されることを意味する。）である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、(i) IS0の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第424条に従って行われるものとし、(ii) 米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

(d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、(i) IS0の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第424条に従って行われるものとし、(ii) 米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

(e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から、行使期間満了日までとする。

(f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記(注)3に定めるところと同様とする。

(g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記(注)4に定めるところと同様とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年5月1日～ 平成28年7月31日(注)1	200,000	44,907,491	30,082	3,843,310	30,082	3,840,810

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成28年8月1日から平成28年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が59,874株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,495千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成28年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
川西 徹	東京都江東区	12,221,186	27.21
森 敬太	神奈川県横浜市港北区	5,997,284	13.35
大日本住友製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目6番8号	2,820,511	6.28
帝人株式会社	大阪府大阪市中央区南本町一丁目6番7号	2,777,777	6.18
J.P.MORGAN BANK LUX EMBOURG S.A.380578 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	736,800	1.64
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	366,176	0.81
鶴見 亮剛	神奈川県藤沢市	332,200	0.73
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT- CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	326,700	0.72
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	294,900	0.65
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	282,400	0.62
計	-	26,155,934	58.24

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,901,900	449,019	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 5,591	-	-
発行済株式総数	44,907,491	-	-
総株主の議決権	-	449,019	-

(注) 「単元未満株式」には当社所有の自己株式84株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年5月1日から平成28年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年2月1日から平成28年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,733,892	6,219,398
その他	457,599	403,741
流動資産合計	8,191,492	6,623,140
固定資産		
有形固定資産	67,974	75,880
無形固定資産	207	142
投資その他の資産	11,342	12,133
固定資産合計	79,524	88,156
資産合計	8,271,017	6,711,296
負債の部		
流動負債		
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	800,000	400,000
賞与引当金	20,994	40,875
繰延税金負債	184,931	159,762
その他	313,651	294,241
流動負債合計	1,419,577	994,879
固定負債		
長期借入金	300,000	300,000
繰延税金負債	184,931	79,881
固定負債合計	484,931	379,881
負債合計	1,904,508	1,374,760
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,806,973	3,843,310
資本剰余金	7,518,415	7,554,753
利益剰余金	4,978,932	6,124,308
自己株式	28	146
株主資本合計	6,346,428	5,273,608
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	19,362	57,990
その他の包括利益累計額合計	19,362	57,990
新株予約権	718	4,937
純資産合計	6,366,509	5,336,535
負債純資産合計	8,271,017	6,711,296

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 2月 1日 至 平成27年 7月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 2月 1日 至 平成28年 7月31日)
事業収益	411,253	684,336
事業費用		
研究開発費	1 685,162	1 944,956
その他の販売費及び一般管理費	2 281,768	2 349,784
事業費用合計	966,931	1,294,740
営業損失 ()	555,677	610,404
営業外収益		
受取利息	241	1,920
為替差益	83,156	-
その他	27	142
営業外収益合計	83,425	2,063
営業外費用		
支払利息	8,960	6,691
為替差損	-	583,251
株式交付費	32,446	-
上場関連費用	18,356	-
資金調達費用	-	30,000
営業外費用合計	59,762	619,942
経常損失 ()	532,015	1,228,283
特別損失		
固定資産除却損	1	-
特別損失合計	1	-
税金等調整前四半期純損失 ()	532,016	1,228,283
法人税、住民税及び事業税	580	798
法人税等調整額	92,595	83,706
法人税等合計	92,014	82,907
四半期純損失 ()	440,002	1,145,376
親会社株主に帰属する四半期純損失 ()	440,002	1,145,376

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)
四半期純損失()	440,002	1,145,376
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	8,222	38,628
その他の包括利益合計	8,222	38,628
四半期包括利益	431,779	1,106,747
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	431,779	1,106,747
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	532,016	1,228,283
減価償却費	5,853	9,427
株式報酬費用	-	4,410
賞与引当金の増減額(は減少)	8,278	23,188
受取利息	241	1,920
支払利息	8,960	6,691
為替差損益(は益)	84,384	510,598
株式交付費	32,446	-
資金調達費用	-	30,000
固定資産除却損	1	-
たな卸資産の増減額(は増加)	-	2,977
前渡金の増減額(は増加)	327,677	17,719
未払金の増減額(は減少)	218,271	68,003
未払費用の増減額(は減少)	16,578	74,095
前受金の増減額(は減少)	-	9,998
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	7,960	5,898
その他の流動資産の増減額(は増加)	176	15,815
その他の流動負債の増減額(は減少)	370	8,114
その他	-	440
小計	696,230	628,214
利息の受取額	115	2,005
利息の支払額	8,981	6,077
法人税等の支払額	265	1,403
営業活動によるキャッシュ・フロー	705,361	633,690
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	690
定期預金の払戻による収入	-	483,480
有形固定資産の取得による支出	39,072	30,355
有形固定資産の売却による収入	-	2,735
無形固定資産の取得による支出	258	-
敷金の差入による支出	5,587	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,918	455,169
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	-	400,000
資金調達費用の支払による支出	-	30,000
株式の発行による収入	7,327,553	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	63,527	72,482
自己株式の取得による支出	28	118
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,391,053	357,636
現金及び現金同等物に係る換算差額	91,749	446,177
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,732,522	982,334
現金及び現金同等物の期首残高	1,228,551	6,887,802
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,961,074	5,905,468

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)
賞与引当金繰入額	186千円	34,494千円
委託研究開発費	434,586	501,155

2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)
賞与引当金繰入額	1,592千円	3,091千円
支払手数料	71,935	100,046
支払報酬	70,990	32,514

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)
現金及び預金勘定	8,457,234千円	6,219,398千円
預入期間が3か月を超える定期預金	496,160	313,930
現金及び現金同等物	7,961,074	5,905,468

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成27年2月1日 至平成27年7月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年4月7日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株式発行4,000,000株(発行価格2,000円、引受価額1,840円、資本組入額920円)により、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,680,000千円増加しております。

また、当第2四半期連結累計期間においてストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ31,814千円増加しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が3,801,388千円、資本剰余金が7,512,830千円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成27年2月1日 至平成27年7月31日)

当社グループは、他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

当第2四半期連結累計期間(自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)

当社グループは、他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	10円32銭	25円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (千円)	440,002	1,145,376
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失金額()(千円)	440,002	1,145,376
普通株式の期中平均株式数(株)	42,634,016	44,733,516
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年9月6日

サンバイオ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンバイオ株式会社の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年5月1日から平成28年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年2月1日から平成28年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社の平成28年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。